

飲酒運転に対する運転者への罰則

事故を起こさなくても違反だけで

(道路交通法)

酒酔い運転

- 5年以下の懲役
又は100万円以下の罰金
- 違反点数35点
* 免許取消し(3年間は免許が取得できない!)

酒気帯び運転

- 3年以下の懲役
又は50万円以下の罰金

違反点数と行政処分

呼気1リットルにつき
0.25mg以上

25点

免許取消し
(欠格期間2年)

呼気1リットルにつき
0.15mg以上0.25mg未満

13点

免許停止
(90日)

*上記の行政処分は、いずれも前歴が0回の場合です。

飲酒運転で人身事故を起こすと

(自動車運転死傷行為処罰法)

危険運転致死傷罪

- アルコールの影響により正常な運転ができない状態で人身事故を起こすと

死亡事故 → 1年以上20年以下の懲役

負傷事故 → 15年以下の懲役

- アルコールの影響により正常な運転ができないおそれのある状態で人身事故を起こすと

死亡事故 → 15年以下の懲役

負傷事故 → 12年以下の懲役

※飲酒運転による死傷事故後に、さらに飲酒をしたり、その場を離れて酔いをさますなどの飲酒の程度をごまかす行為をすると「過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪」が適用され、12年以下の懲役となります。

過失運転致死傷罪

- 危険運転致死傷罪が適用されない場合でも、自動車の運転上必要な注意を怠り、人を死傷させると

7年以下の懲役もしくは禁錮
又は100万円以下の罰金

飲酒運転に対する事業者への行政処分

運転者が飲酒運転を引き起こした場合

初違反 100日車
再違反 200日車

★上記行政処分に加えて、事業者の指導監督義務違反や下命・容認等があった場合は、下記の行政処分が行われます。

事業者が飲酒運転を下命・容認した場合

違反営業所に対して
14日間の事業停止

飲酒運転を伴う重大事故を引き起こし、かつ事業者が飲酒運転に係る指導監督義務違反の場合

違反営業所に対して
7日間の事業停止

運転者が飲酒運転を行い、かつ事業者が飲酒運転に係る指導監督義務違反の場合

違反営業所に対して
3日間の事業停止

事業用トラックドライバーの飲酒運転事案が相次ぐことにより「飲酒運転は運送業界全体の体質的問題」ととられかねません。また、こうした状況が引き続き発生するような事態となれば、エッセンシャルな運送業界の社会的信頼性は著しく失墜してしまいます。

「飲酒運転」という反社会的な行為の根絶を図るため、関係者一丸となって効果的な取り組みを展開しましょう。

飲酒運転根絶に向けたトラック運送業界の取り組みの強化について

決議

事業用トラックドライバーに対する飲酒運転の根絶については、トラック運送業界として各種啓発活動を展開し、その再発防止に積極的に努めています。

また、国土交通省が本年3月に決定した「事業用自動車総合安全プラン2025」においては、「事業用自動車における飲酒運転ゼロ」を目標に掲げる等、様々な取り組みを実施しています。

しかしながら、警察庁統計によれば、最近の事業用トラックによる飲酒運転事故件数は横ばい傾向で、未だ根絶には至っておりません。

特に、本年6月28日に、千葉県八街市において、飲酒した運転者の自家用トラックが小学校児童の列に突っ込み、死傷者が出る痛ましい事故が発生し、飲酒運転が全国的な社会問題としてマスコミなどで大々的に取り上げられている最中の本年7月5日、6日には、事業用トラックドライバーによる飲酒運転事案が相次いで発生しており、極めて憂慮すべき事態となっています。

現在、エッセンシャルな事業として、社内体制を確立して飲酒運転を根絶している優良な運送事業者がほとんどであるこの運送業界ですが、一方で、ほんの一握りの心無い事業用トラックドライバーが引き起こす飲酒運転により、「運送業界全体の体質的な問題」ととらえられることとなり、こうした状況が引き続き発生するような事態となれば、エッセンシャルな運送業界の社会的信頼性は著しく失墜してしまいます。

このような状況に鑑み、飲酒運転という反社会的行為の根絶を図るため、第117回交通対策委員会では、業界全体として下記事項を共有するとともに、関係者一丸となって取り組みを強化することにより、この業界から飲酒運転を根絶することを決議する。

1. 各事業所においては、乗務前後の対面点呼時はもとより、対面でなく電話その他の方法で行う点呼の場合においても、アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認が確実に実行される点呼実施体制が確立できているか再確認し、必要に応じた見直しを行う。
2. 各事業所においては、交通安全運動等の機会をとらえ、事業用トラックが関係した飲酒運転事故事例を周知するなどして、運転者に対する飲酒運転根絶意識の徹底を図る。
3. 各都道府県トラック協会においては、飲酒運転根絶にむけた他県の取り組み事例について情報の共有化を図り、各地域の実情に応じ、飲酒運転根絶にむけた効果的な取り組みを積極的に展開する。具体的には、
 - ・会員事業所所属の全てのドライバーからの飲酒運転しないことの宣誓書の署名活動
 - ・フェリー乗り場、SA・PA、TSなどでのトラックドライバーに対する飲酒の有無の自主点検や、街頭啓発活動

令和3年9月6日

公益社団法人 全日本トラック協会
副会長(交通対策委員長)工藤修二

事業用トラックの飲酒事故事例(令和3年1月～令和3年8月9日)

出典：メールマガジン「事業用自動車安全通信」(国土交通省)等

事故等の種類*	車籍地	発生日時	死傷状況		当時の状況
			死亡	負傷	
1 酒気帯び路外逸脱	福井県	1月13日 20時20分			滋賀県の国道の丁字路交差点において、福井県に営業所を置く大型タンク車が右折しようとしたところ、速度超過のため曲がり切れず、道路左側へ転落した。 この事故による負傷者はなし。 事故後の警察の調べにより、当該大型タンク車運転者の呼気からアルコールが検出された。
2 酒気帯び追突	栃木県	2月1日 1時5分			神奈川県内の県道において、栃木県に営業所を置くトラックが運行中、交差点にて赤信号で停車した後、青信号に変わる前に発進し、前方で停車していた軽自動車に衝突した。 この事故による負傷者はなし。 事故後の警察の調べにより、当該トラック運転者の呼気からアルコールが検出された。
3 酒気帯び追突	福岡県	2月8日 14時50分	1		大分県の国道の交差点において、福岡県に営業所を置くトラクタ・セミトレーラが運行中、赤信号で停車中のダンプに追突、追突されたダンプは前方で停車中のタンク車に追突した。 この事故により、ダンプ運転者が軽傷を負った。 事故後の警察の調べにより、当該トラクタ・セミトレーラ運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反(酒気帯び運転)の疑いで逮捕された。
4 酒気帯び追突	沖縄県	2月22日 9時30分			沖縄県の県道の交差点において、同県に営業所を置く大型トラックが運行中、前方で赤信号のため停車していた乗用車の発見が遅れ追突した。 この事故による負傷者はなし。 事故後の警察の調べにより、当該大型トラック運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反(酒気帯び運転)の疑いで逮捕された。
5 酒気帯び衝突	岐阜県	2月26日 11時00分			愛知県内の駐車場において、岐阜県に営業所を置くトラックが運行中、駐車車両に衝突した。 この事故による負傷者はなし。 事故後の警察の調べにより、当該トラック運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反(酒気帯び運転)の疑いで逮捕された。
6 酒気帯び衝突	長崎県	2月28日 21時20分			鹿児島県の市道において、長崎県に営業所を置く大型トラックが道路脇の土手に衝突した。 この事故による負傷者はなし。 事故後の警察の調べにより、当該大型トラック運転者の呼気からアルコールが検出された。
7 酒気帯び追突	山口県	3月15日 20時00分	1		広島県の国道の交差点において、山口県に営業所を置くトラクタ・セミトレーラが運行中、前方で右折のため停車していた乗用車に衝突した。 この事故により、乗用車の運転者が軽傷を負った。 事故後の警察の調べにより、当該トラクタ・セミトレーラ運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反(酒気帯び運転)の疑いで逮捕された。
8 酒気帯び衝突	福井県	3月31日 10時00分	2		岐阜県の国道において、福井県に営業所を置くトラクタ・セミトレーラがセンターラインをはみ出し、対向車線を走行してきた軽乗用車と衝突した。 この事故により、軽乗用車の運転者が重傷、同乗者が軽傷を負った。 事故後の警察の調べにより、当該トラクタ・セミトレーラ運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反(酒気帯び運転)の疑いで逮捕された。
9 酒気帯び衝突	宮城県	4月17日 12時30分	2		宮城県の市道の交差点において、宮城県に営業所を置く大型トラックが運行中、右折待ちの対向車に衝突した。 この事故により、対向車の運転者と同乗者が軽傷を負った。 事故後の警察の調べにより、当該大型トラック運転者の呼気からアルコールが検出された。
10 酒気帯び衝突	山形県	5月7日 22時30分	1		宮城県の高速道路において、山形県に営業所を置くトラクタ・セミトレーラが運行中、ワイヤー式のガードレールをなぎ倒し、道路下のため池に転落した。 この事故により、当該トラクタ・セミトレーラ運転者が重傷を負った。 事故後、当該トラクタ・セミトレーラ運転者からの申告により、乗務途中に飲酒していたことが発覚し、警察に連絡した。

※「事故等の種類」は全日本トラック協会による

事故等の種類*	車籍地	発生日時	死傷状況		当時の状況
			死亡	負傷	
11 酒気帯び衝突	福島県	5月17日 22時30分			山形県の国道において、福島県に営業所を置く大型トラックが対向車線にはみ出し、対向してきた大型トラックと衝突した。 この事故による負傷者はなし。 事故後の警察の調べにより、当該大型トラック運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反(酒気帯び運転)の疑いで逮捕された。
12 酒気帯び衝突	青森県	5月30日 20時27分			岩手県の高速度道路において、青森県に営業所を置く大型トラックが運行中、工事で設置していた簡易ガードレールに衝突した。 この事故による負傷者はなし。 事故後の警察の調べにより、当該大型トラック運転者の呼気からアルコールが検出された。
13 酒気帯び	岩手県	6月27日 21時00分			福島県の国道において、岩手県に営業所を置く大型トラックが運行中、「トラックがフラフラ運転している」との通報により、駆けつけた警察官に止められ、当該大型トラック運転者の呼気からアルコールが検出されたことから、道路交通法違反(酒気帯び運転)の疑いで逮捕された。
14 酒気帯び衝突	秋田県	7月5日 21時00分			山形県の国道において、秋田県に営業所を置く大型トラックが運行中、道路中央部に設置されているセンターポールに接触した。 この事故による負傷者はなし。 事故後の警察の調べにより、当該大型トラック運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反(酒気帯び運転)の疑いで逮捕された。
15 酒酔い衝突	長野県	7月6日 13時45分	1		新潟県の国道において、長野県に営業所を置く大型トラックが運行中、ダンプカーとすれ違う際にミラー等が接触する事故が発生した。 この事故により、ダンプカーの運転者が、割れたガラスで顔を切るなどの軽傷を負った。 事故後の警察の調べにより、当該大型トラック運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反(酒酔い運転及び救護義務違反)などの疑いで逮捕された。
16 酒気帯び衝突	福岡県	8月9日 17時40分		5	長野県の高速度道路のトンネル出口付近において、福岡県に営業所を置く中型トラックがトンネル内の側壁にぶつかり、その弾みで、追越車線を走行していた乗用車に衝突した。 更に、当該中型トラックは、トンネルを出た先の中央分離帯のガードレールを突き破り、反対車線に飛び出して法面に乗り上げ停車した。 この事故により、乗用車に乗っていた4名と当該中型トラックの運転者の計5名が軽傷を負った。 事故後の警察の調べにより、当該中型トラック運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反(酒気帯び運転)などの疑いで逮捕された。



イラスト出典：「事業用トラックドライバー研修テキスト」